

セルフメディケーション税制に関するお知らせ

セルフメディケーション税制とは？

この制度は、特定の成分を含んだスイッチ OTC 医薬品（医療用医薬品から転用された、特定の有効成分を含む一般用医薬品）を1年間（1月～12月）に12,000円以上購入した場合、12,000円を超えた金額（上限88,000円）が所得から控除され、所得税の一部が戻ってくる制度です。平成29年分の確定申告から適用されています。

なお、このセルフメディケーション税制と従来の医療費控除を同時に利用することはできません。

対象になるのはどんな人？

申告する方が申告対象の1年間に健康の維持増進や疾病予防のために一定の取組（健康診断、人間ドック等、特定健康診査・特定保健指導、がん検診など）を行っていることが必要です。

セルフメディケーション税制による所得控除を受けたい方は、健康診断や人間ドック等の結果通知書、領収書等を大切に保管しましょう。

なお、この申告には、該当するスイッチ OTC 医薬品の領収書の他に、税務署からの依頼により、健康診断等を受けた証拠となる書類が必要となる場合があります。

※ 健康診断等を受けた証拠となる書類を用意できない場合は、申出により本組合において「一定の取組」を行ったことを証明することもできます。（本組合で実施している人間ドック等、特定健康診査・特定保健指導、がん検診を受けた方）証明書の必要な方は、下記の「所得控除に関する証明依頼書」を福祉課あてに送付してください。用紙については共済組合ホームページからダウンロードできます。

令和5年分 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明依頼書					
令和 年 月 日					
埼玉県市町村職員共済組合 殿					
請求者氏名 _____					
次のとおり租税特別措置法施行令第26条の27の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことの証明を依頼します。					
ふりがな				性別	男・女
氏名					
住所	〒 _____				
保険証の記号・番号	記号	番号	生年	大・昭・平	
			月日	年	月 日
勤務先 (お勤めの場合)			健診 (検診)名		
健診等実施機関 (※1)			受診日 (※2)	令和 年 月 日	

(※1) 実施医療機関名が不明な場合には記載不要です。
(※2) 平成29年1月1日以降に受診し、確定申告の対象となる年と同一の年に受診したことが必要です。

◆ セルフメディケーション税制の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省 セルフメディケーション

検索



お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305